(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岩手県宮古市役所

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市新屋町字新町後無番地内	前	三四・一〇～二一九・〇五 メートル	〇・一〇〇 キロメートル
	後	三四・一〇～六四・八五	〇・一〇〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	秋田市浜田字出小屋三一六番から同市新屋町字三ツ小屋無番まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十一号

木曽川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第三項の規定により、樹林帯区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十九日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第五百一号南部大阪都市計画下水道事業南大阪湾岸北部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十九年三月二十九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十九日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第三百二十八号南部大阪都市計画下水道事業南大阪湾岸南部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和六十三年三月五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十九日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千五百八十七号南部大阪都市計画下水道事業南大阪湾岸中部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十五年十月一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十九日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
みやま市高田町濃施字濃施南三二五番一から同市高田町濃施字濃施中三七三番一まで	前	一〇・〇〇～一三・八〇 メートル	〇・一二八 キロメートル
	後	一二・五〇～一七・〇〇	〇・一二八

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所